

大阪地方検察庁 殿

起訴処分をお願い
(大阪府による和泉市ブルセラ病犬等虐待に対する嘆願書)

被告発人、大阪府太田知事、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産元課長、大阪府ブルセラ病感染犬等救援現本部長 らは、多くの国民の声を聞くことなく、不当な扱いにより、大阪府和泉市東阪本町986番地の元繁殖犬等を虐待しました。

全国の支援者たちがこの事実を知り、抗議を大阪府はじめ関係機関に訴求し続けたにもかかわらず、その行為においては意図的とも思える扱いで多くの犬たちの病を放置し、死に至らしめました。

明らかに、「動物の愛護及び管理に関する法律」第6章 罰則(44条)にあたいする行為です。

この大阪府による数ヶ月に及ぶ、上記法律を逸脱した行為は、支援者のみならず、今後の未来を担っていく「子どもたち」の愛護精神までも傷つけ、裏切りました。

また、心の病を患うほどの、強いショックを多くの国民が受け、嘆き悲しみました。

この事実に、被告発人は、しかるべき罪を問われるべきだと、望みます。

犬達の救命と譲渡を名目とした寄付金を国民に呼びかけながら、陽性犬を殺処分とし、陰性犬の多くも譲渡までいたらず事故等で死なせたことに対し、多くの国民が落胆しております。

この現場には多くの人々の祈りが集結していたのです。適正な措置をして頂けない状況の中で、日本人の動物愛護精神の存在を信じ、「生きて頑張れ、そのあとには・・・」と人々皆が、強い願いをこめていたのです。

どうか、動物愛護の精神が日本にも存在する証として、重ね重ね、本件に対して、起訴処分をお願い申し上げます。

住所(都道府県から書いてください)

氏名

皆様のご意見ご要望のお届け先 大阪地方検察庁

1) 郵送 郵便番号553-8512大阪府大阪市福島区福島 1-1-60 大阪地方検察庁本庁

2) メール osaka-chiken@ppo.moj.go.jp 3) 電話 06-4796-2200